

令和4年（2022年）3月14日  
総務委員会資料  
総務部職員課

（第16号、第17号議案）

### 不妊治療のための休暇の概要

#### 1. 目的

不妊治療と仕事の両立を支援する職場環境整備への社会的要請が高まる中、国家公務員においては令和3年12月1日の人事院規則の改正により新たに不妊治療のための休暇が適用されることとなった。

こうした状況を踏まえ、国との均衡を図り、中野区職員が不妊治療を受けやすい職場環境を整えるため、以下のとおり不妊治療のための休暇を新設する。

#### 2. 制度概要

名称	不妊治療のための休暇
取得事由	不妊治療 ※男女ともに取得可能
取得期間	原則1年につき5日まで ※体外受精や顕微授精に係る通院等である場合10日以内
取得単位	「日」または「時間」
給与	有給（常勤職員等）
適用時期	令和4年4月1日
期末・勤勉手当の 欠勤等日数	算定しない
昇給抑制	行わない

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

この条例は、令和4年4月1日から施行  
する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>